

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第24号

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合広域連合長決裁）の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱の一部を改正する要綱

第6条第1号ア及び第21条第1項第1号ア中「後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」を「資格確認書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。